

高松市監査委員告示第11号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年4月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和5年4月28日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ1 借金の次世代負担許容額について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	土地開発公社での損失処理は、金利発生により将来へ先送りせずに発生年度処理することが望まれる	P29	財政局	財産経営課	R5.4.3

監査実施年度 平成15年度

監査テーマ1 公有財産の管理について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
2	意見	公有財産台帳の網羅性向上による保有土地の状況把握について	P23	財政局	財産経営課	R5.4.3

監査実施年度 平成19年度

監査テーマ2 未利用資産（土地）の活用及び売却について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
3	指摘	財産区分を普通財産から行政財産に変更すべきもの	P67	財政局	財産経営課	R5.4.3
4	意見	駐車場として暫定的に使用している元四国通産局宿舎跡地を住宅用地として売却することについて	P68			
5	意見	不法占拠処理後の土地の売却又は保育所拡張用地として有償貸付による活用の検討について	P84			
6	意見	有償貸付による駐車場、高潮避難場所としての必要性、売却の検討について	P92			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
7	意見	財政収支の改善に寄与するため駐車場業を営むことについて	P100	財政局	財産経営課	R5.4.3
8	意見	定期借地権を使った賃貸方式を視野に入れ、有償貸付する土地の対象を広げることについて	P100			
9	意見	合併により受け入れた郊外地のうち、賃貸も売却も困難な土地で市民農園や市民果樹園を営むことについて	P100			
10	意見	未利用土地の売却方法にインターネットオークションの導入を検討することについて	P101			
11	意見	不動産取引に精通するスタッフを採用し、担当課への配属を検討することについて	P102			
12	意見	未利用土地の活用に指定管理者制度を活用することについて	P102			

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
13	指摘	生活保護要件を満たさない場合は、その判断をした記録を残すべきもの	P189	健康福祉局	生活福祉課	R5.3.24
14	指摘	長期にわたり通院している被保護者に対しては、厳正に対応すべきもの	P195			
15	指摘	世帯分離をしているケースについて見直しを行うべきもの	P205			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
16	指摘	世帯人数が減少した場合には、時機をみて転居などの指導をすべきもの	P207、208	健康福祉局	生活福祉課	R5.3.24
17	意見	不正受給に関する市民からの通報を網羅的に把握、対応する管理方法の検討について	P14			
18	意見	困窮する市民の立場に立った相談業務の実施とその記録作成について	P188			
19	意見	不就労の母子に対する自立支援に向けた取組について	P191			
20	意見	独自の自立支援実施の検討について	P192			
21	意見	関係官公庁、就労支援団体との協働による自立支援活動の実施について	P205			
22	意見	生活福祉貸付制度の運用体制の強化について	P209			
23	意見	健康管理の自立支援プログラムの推進について	P216			

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
24	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市讃岐国分寺跡資料館友の会）	P144、145、283	創造都市推進局	文化財課	R5.3.29

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
25	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市讃岐国分寺跡資料館友の会）	P145, 283	創造都市推進局	文化財課	R5.3.29
26	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市観光ボランティアガイド協会）	P144, 233		観光交流課	R5.3.31
27	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松秋のまつり仏生山大名行列推進委員会）	P147, 228			
28	意見	会則に構成員の選定方法を記載することについて（高松市環境美化都市推進会議）	P224	環境局	環境総務課	R5.3.31

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
29	意見	放課後児童クラブのトータルとしての学校施設の有効活用及び児童館の廃止の検討について	P85	健康福祉局	子育て支援課	R5.3.31

監査実施年度 平成26年度

監査テーマ 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
30	指摘	見直し作業の実施状況の全庁的な管理について【使用料及び手数料】	P141	総務局	人事課 行政改革推進室	R5.3.16
31	指摘	「高松市受益者負担見直し基準」自体の見直しの実施について【使用料及び手数料】	P142			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
32	意見	ファシリティマネジメント推進部門との連携について【使用料及び手数料】	P142	総務局	人事課 行政改革推進室	R5.3.16

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
33	指摘	バックアップテープを遠隔地保管していないことについて	P88	財政局	財産経営課	R5.4.3
34	指摘	外部委託事業者による情報資産の持出を記録する管理簿が作成されていないことについて	P89			
35	指摘	アクセス権限の棚卸がなされていないことについて	P90			
36	指摘	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	P90			
37	指摘	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	P90			
38	指摘	すべての端末は施錠できる場所に設置されておらず、また、盗難防止のための対応が講じられていないことについて	P92			
39	指摘	情報セキュリティ管理者が、主要な箇所の配線にかかる損傷等の定期的な点検を行っていないことについて	P92			
40	指摘	情報システムの追加、変更に係る設定、構成等の履歴を記録・保存していないことについて	P93			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
41	意見	ソフトウェアの追加及び機器の増設があった際、「ソフトウェア・機器追加等申請書」が作成されていないことについて	P92	財政局	財産経営課	R5.4.3

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
42	意見	放課後児童クラブの待機児童と施設の有効活用について	P31	健康福祉局	子育て支援課	R5.3.31
43	意見	放課後児童クラブ利用料金の滞納金について	P32			
44	意見	各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算について	P32			
45	意見	病児・病後児の保育施設の設置について	P32			
46	意見	各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算について	P32		こども保育教育課	R5.3.24
47	意見	市立保育所・こども園・幼稚園等の指導監査等について	P79			
48	意見	就学援助費の各保護者への振込について	P113		教育局	学校教育課
49	意見	就学援助費を給食費等に充当することの同意書について	P114			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
50	意見	職場体験の受入先について	P185	教育局	学校教育課	R5.3.31

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ2 高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
51	指摘	有害鳥獣捕獲等の許可要件について（野生動物）	P95	創造都市推進局	農林水産課	R5.3.31
52	指摘	許可件数の入力誤りについて（野生動物）	P96			
53	意見	野生動物の殺処分方法の周知について（野生動物）	P98			
54	意見	野生動物の殺処分方法の周知について（外来生物）	P102			

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
55	指摘	市の売払地の適正な情報提供を行うことについて	P32	財政局	財産経営課	R5.4.3
56	指摘	使用団体との協定書等の作成について（安原特産品加工施設）	P169	創造都市推進局	農林水産課	R5.3.28

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
57	意見	市の資産売却に係る仲介手数料の弾力的予算化及び幅広い情報発信の検討について	P34	財政局	財産経営課	R5.4.3
58	意見	交通事故時に適正な救急出動要請を行うよう周知することについて	P164	消防局	消防防災課	R5.3.22
59	意見	屯所の統廃合計画の策定にあたり、水防倉庫の改善等も併せて検討することについて	P166	消防局 都市整備局	総務課 河港課	R5.3.24

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
60	指摘	消費税等が非課税である委託事業において、契約書で消費税等課税事業として取り扱っていることについて（地域子育て支援拠点事業）	P133	健康福祉局	子育て支援課	R5.3.31

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／借金の次世代負担許容額について	
区 分	意 見	
意見の項目	土地開発公社での損失処理は、金利発生により将来へ先送りせずに発生年度処理することが望まれる	
意見の内容	<p>土地開発公社が有利子借入金にて先行取得した土地についてその保有期間に係る金利を土地の取得原価に算入することは、現行では、合法的処理である。しかしながら、地価が下落したために生じた含み損、建物損失補償等すでに資産性の無いものが金利負担能力があるかといえは疑問である。土地の取得原価に算入するのではなく、損失額として処理するのが適正である。また、いつの時代の世代が負担すべきかという観点から考えると、損失が発生した（損失を発生させた）世代がその負担を負うべきものである。従って、当該損失は「いま」処理されなければならない。</p> <p>①土地開発公社での損失処理 当該損失の発生年度処理（金利算入によって将来へ先送りしない）</p> <p>②市の財源での可能な限りでの無利子融資への切替（金利発生防止） 高松市単独の問題ではないが、土地開発公社の会計処理について見直しが急務である。</p>	
報告書該当 ページ	P29	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件意見については、土地開発公社が用地を先行取得する際に、取得費用を金融機関から有利子で借入することにより、取得原価が金利発生分上昇すること、また、取得後、地価が下落トレンドの中で市が買戻すこととなった場合、将来的に下落による含み損が発生する懸念があることから、金利発生及び損失の拡大を防止するため、平成22年度から、取得のための資金調達方法を市の無利子貸付けに変更した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成15年度／公有財産の管理について	
区 分	意 見	
意見の項目	公有財産台帳の網羅性向上による保有土地の状況把握について	
意見の内容	<p>高松市が保有する土地の中で、戦前に国から移管された水路等の一部については、関連資料が十分に残っておらず、高松市で台帳が作成できていないものがある。これらは市民が住宅の建設時に行う測量の際、高松市の土地であることが判明し、市民からの連絡により高松市がはじめて認識するというものである。</p> <p>(略)</p> <p>費用対効果の面も考慮する必要があるが、毎年度のローテーションで土地の登記簿謄本の調査を行い、公有財産台帳の網羅性を向上させることにより、高松市の保有する土地を漏れなく把握することが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P23	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2003220-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	<p>財政局</p> <p>財産経営課</p>
措置結果	<p>本件意見については、公有財産台帳の網羅性を向上させるため、必要に応じて登記簿謄本の調査を行うとともに、平成19年度から、公有財産管理システムを導入して適切な管理に努めている。</p> <p>また、財産経営課から各課に対し、公有財産の登録漏れを防止するため、同システムへの登録を定期的に周知している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	財産区分を普通財産から行政財産に変更すべきもの	
指 摘 の 内 容	元中尾団地ほか6物件の土地は、財産区分が、普通財産のままとなっている。活用はされているものの、公用又は公共用としての使用程度の小さいものや暫定的な利用目的での使用のものは、普通財産のままが良いと思われるが、公園や公用車駐車場等に使用されているものは、財産区分を普通財産から行政財産へ変更すべきである。	
報告書該当 ページ	P67	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る公有財産の財産区分については、暫定的な活用の場合は普通財産、明確な行政目的を有している場合は行政財産として区分設定しているため、指摘のあった7物件のうち3物件を、その活用状況に基づき、行政財産へ区分変更した（①元中尾団地を平成20年2月、②職員住宅建設予定地を21年4月、③元四国通産局宿舎を令和2年2月に区分変更）。</p> <p>なお、残りの物件を含め、財産区分の管理については、引き続き、現状に即した適切な区分設定を行っていくこととしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	駐車場として暫定的に使用している元四国通産局宿舍跡地を住宅用地として売却することについて	
意見の内容	<p>また、活用されている土地ではあるが、注a、bの土地については、売却や貸付等の検討をする余地がある。 （略）</p> <p>b. 元四国通産局宿舍 高松市の公用車専用駐車場として使用されているが、市庁舎とは若干離れている。住宅地としては、一等地の場所に位置しており、駐車場も恒久的使用ならば、アスファルト舗装をして整備するところをバラス敷きであるところから、市としても暫定的な利用であると思われる節がある。代替駐車場スペースが確保されさえすれば、この土地は、住宅用地として売却に適した土地である。</p>	
報告書該当 ページ	P68	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件意見については、公用車駐車場として活用しているため、売却しないこととしている。</p> <p>なお、令和2年2月に、恒久的に公用車駐車場として使用することを決定し、財産区分を普通財産から行政財産に変更している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	不法占拠処理後の土地の売却又は保育所拡張用地として有償貸付による活用の検討について	
意見の内容	<p>① 旧A引揚者収容所 （略）</p> <p>2戸以外の土地は、既に退去済みで空地となっており、地元ボランティアが定期的に草刈りを実施してくれている。空地の一部は、隣にある市立保育所に来客用駐車場として時々利用されている。この土地は、幼保一元化を見据えての保育所の拡張用土地として一時検討された。平成21年度から同保育所は民営化されることが決定されたため、この方向での土地活用はなくなったと思われたが、民営化後も、市は保育所用地を売払いせず貸付けを予定しているようであり、隣地についても、保育課では、保育所の駐車場等に使用する拡張用地としての利用を考えている。市としては、この土地の不法占拠処理を迅速に推し進めることが望まれる。不法占拠処理が終れば、保育所の拡張用地として有償貸付をして活用するか、市の方針によっては売却を検討すべき土地である。</p>	
報告書該当 ページ	P84	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件意見については、当該物件を平成28年9月に民間へ売却した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	有償貸付による駐車場、高潮避難場所としての必要性、売却の検討について	
意見の内容	<p>平成16年度の高潮被害を受けて、庵治町が避難場所として購入を予定していた土地であるが、実際に庵治町が取得したのは、高松市との合併直前であり、高松琴平電気鉄道株式会社より購入した物件である。</p> <p>現在、所管する財産活用課が、被災時の土のう作製場所として、河港課に使用承認を行っている。土地が、広大であるので、使用状況について現地視察したところ、土のう作製場所として利用しているのは、ごく一部で、土地の殆どは、未利用土地であった。土地の3分の1には、天井高の鉄骨スレート葺きの車庫が残っており、かつては、バスの操作場として使用されていたと思われる。調査時は、柵や囲いもないため6～7台の車両が不法駐車している状況であったが、その後、車両を退去させバリケードを設置した。未利用土地の活用方法の1つとして、駐車場として有償貸付を検討するの一案である。また、高潮避難場所として本当に必要な土地であるのかどうかを十分に検討したうえ、市の方針によっては、売却を検討すべき土地である。</p> <p>なお、この土地以外の使用承認物件についても、書面上の使用承認手続きのみで、定期的な現場確認が実施されていない状況であった。今後、使用承認物件について、定期的に現場確認を実施し、利用状況の実態を把握したうえで、問題がある場合には、活用や売却についての検討を行うべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P92	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件意見については、当該物件を河港課へ土のう作成場所として貸付けしており、引き続き、災害発生時のセーフティネットの一つとして活用することとした。</p> <p>なお、監査結果報告を受けて以降、上記物件を含め、貸付承認物件の年度更新の際には、現地確認を実施しており、利用状況や地元のニーズ等も確認しながら、適切な管理運営を行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	財政収支の改善に寄与するため駐車場業を営むことについて	
意見の内容	<p>市街地においては、駐車場として貸付をすれば貸付料としての収益が入る。民間においては、1区画の駐車場用の土地を、スペースと時間を切り売りして最大収益を上げるコインパーキングという運営形態まで出現して、成功している。提言であるが、市は、駐車場業を営めば良いと思う。立地条件や設備の程度にもよるが、多少なり財政収支の改善に寄与する筈である。直営が難しければ、指定管理者制度を利用して保有する土地の有効活用を図るべきである。また、郊外地であれば、資材置場等の用途での賃貸もあると思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P100	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	<p>財政局 財産経営課</p>
措置結果	<p>本件意見については、現在、駐車場として貸付けている4か所の市有地以外にも、駐車場として借受けの希望があれば、内容を検討した上、貸付けを行うこととしている。</p> <p>また、駐車場業に限らず、工事時の資材置場等についても、借受けの希望があれば、積極的に貸付けを行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	定期借地権を使った賃貸方式を視野に入れ、有償貸付する土地の対象を広げることについて	
意見の内容	更に、長期間の有効活用策として定期借地権を使っの賃貸方式まで視野に入れば、有償貸付の対象となる土地の幅は相当広がってくることになる。	
報告書該当 ページ	P100	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件意見については、「高松市未利用財産有効活用基本方針」に基づき、未利用財産の積極的な利活用を推進しているところであるが、定期借地権の設定による借受けの希望があれば、賃貸方式を検討した上、希望者のニーズに合致した対応をすることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	合併により受け入れた郊外地のうち、賃貸も売却も困難な土地で市民農園や市民果樹園を営むことについて	
意見の内容	合併により受け入れた郊外地の中には、賃貸も売却も困難な土地があった。これらの土地は、草刈り等維持管理コストがかかるだけの土地である。市民農園や市民果樹園を営むことを提言したい。	
報告書該当 ページ	P100	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件意見に係る市民農園等の運営については、現在、農林水産課が所管し、市民や地域の要望を踏まえた上で適切に運用されている。</p> <p>費用対効果等の観点から、本市が直営で市民農園等の運営は行わないこととしており、また、郊外における市民農園の需要も少ない状況である。</p> <p>そのため、今後、市民農園等として活用したいとの要望があれば、農林水産課と連携し、適宜対応していくこととする。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	未利用土地の売却方法にインターネットオークションの導入を検討することについて	
意見の内容	<p>一般競争入札による契約方法では、入札者や落札者がいないことなどから、不調に終わってしまう場合も多くある。一足早く財政再建宣言をした香川県では、民間が運営するインターネットオークションのシステムを利用して、県有地を入札で売却する方法を平成19年12月から開始したので、市も売却方法の1つに検討してみてもいかがであろうか。また、売却困難時代に対応するためにも、粘り強く売って行かなければならない。一般競争入札を適正かつ迅速に進めることはもちろんであるが、例え不調に終わったとしても、いわば購入見込客である入札参加者を逃さずに公平性と透明性を保つことを配慮しながら、最終的には随意契約で売却することを検討することも必要であろう。</p>	
報告書該当 ページ	P101	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	<p>財政局 財産経営課</p>
措置結果	<p>本件意見については、現在、市有地売払一般競争入札で不調となった物件は、先着順での売払いを継続しており、本市ホームページにも掲載していることから、新たに費用負担が発生するインターネットオークションの導入は実施せず、現状の売却方法を継続するとともに、引き続き、未利用土地の売却を積極的に推進していくこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	不動産取引に精通するスタッフを採用し、担当課への配属を検討することについて	
意見の内容	未利用土地の活用及び売却については意識改革が必要である。極端に言えば、今までの「不動産の管理者」の仕事から「不動産屋」の仕事への意識の転換が必要で、財政改革をからませて提言すれば、活用面においては有償で賃貸して収益を上げ、売却可能な未利用土地は早期に売却をして歳入に充当し、財政の健全化に資するようにしなければならないということである。意識改革により現在の部課が積極的に行動を起こすことを期待するところであるが、不動産取引に精通する専門スタッフを採用し担当課へ配属することも検討するべきである。	
報告書該当 ページ	P102	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件意見については、他市事例の研究、OJT等を通じて、不動産業務に精通した職員の育成に努めるとともに、職員の意識改革により対応できると考えられることから、新たにスタッフを採用しないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	未利用土地の活用に指定管理者制度を活用することについて	
意見の内容	高松市として対処しきれないところについては、指定管理者制度を活用する方法もあると思われる。	
報告書該当 ページ	P102	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件意見については、不動産分野に精通した指定管理者の導入について、費用対効果の観点から、導入は困難であると判断した。</p> <p>なお、未利用土地の在り方について、他市事例を検討するとともに、市有地売払先着順公募の募集期間延長を実施している。</p> <p>また、引き続き、未利用土地の有効活用について、他市事例研究等を通じて、不動産業務に精通した職員育成に努めることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	生活保護要件を満たさない場合は、その判断をした記録を残すべきもの	
指 摘 の 内 容	<p>保護の受給要件を満たしていないとする考え方をどこで線引きするかについては、法令等に沿い、より慎重な対応を行う必要があり、個々のケースにつき、ガイドラインに沿って事務を行うにしても、生活維持が可能であるか否かについて判断した記録を残し、本来趣旨に沿った運営が行われていることを証跡として残し、運用の透明性を高める必要がある。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P189	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年3月24日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、ケース診断会議で審議した内容や結果を、ケース記録に記載することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	長期にわたり通院している被保護者に対しては、厳正に対応すべきもの	
指 摘 の 内 容	生活保護を生活のよすがとするために医療機関に通い続ける被保護者については、他の市民の税金を無駄遣いする行為にほかならず、非常に悪質なものについては、扶助費詐欺とも言える。被保護者への指導のほか、医療機関に対する病状や改善指導状況の確認などを通じ、厳正な対応が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P195	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年3月24日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、長期外来患者一覧表を作成し、被保護者の通院状況を把握、管理した上で、今後の指導方針を決定するなど、厳正に対応している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	世帯分離をしているケースについて見直しを行うべきもの	
指 摘 の 内 容	<p>No.5で行われている世帯分離については、稼働能力不活用のケースは世帯分離が相当とされているが、空間的には同一世帯にとどまり、本件で言えば世帯で37千円と生活費の1割程度の収入減になるのみで、2年以上経過した時点でも世帯分離のままということは、稼働能力不活用ということに対する問題解決にもつながっていないと考えられる。現実には起こり得ないとは考えられるものの、本件で2子が就業し収入を得ていたとしたら、ペナルティであるべき世帯分離がかえって有利な取り扱いにもなりかねず、対応の改善が求められる。</p> <p>本件については、最も稼働能力を有すると考えられる2子の世帯分離を解除し、徹底した就労指導を行うことで対応すべきものと考えられる。それが難しいのであれば、退去を伴う形で世帯分離させなければ、状況の改善にはつながらないものと考えられる。</p> <p>同時に類似の取り扱いがあって長期にわたり空間的に同一世帯のままとどまっているケースについても、同様の見直しを行う必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P205	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成31年3月から、生活保護法等に基づき、少なくとも年一回は、世帯分離要件が満たされているかどうかを調査することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	世帯人数が減少した場合には、時機をみて転居などの指導をすべきもの	
指 摘 の 内 容	世帯人数の減少について、死亡などの恒久的な理由による場合には、時機をみて転居などの指導をする必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P207、208	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年3月24日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、世帯員の減少後6か月を限度として、その期間中に転居先を確保するよう指導している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	不正受給に関する市民からの通報を網羅的に把握、対応する管理方法の検討について	
意見の内容	<p>市民からの通報についても、通報を網羅的に把握し、対応することが必要か、不要かまで含めた記録を残すことが望まれる。</p> <p>これについては、各担当部署で管理されているが、市に対する問い合わせ・通報のうち、このような例では対応できません、業務の実施にかかるこのような情報であれば、市はまじめに対応しますので、お知らせください、というような事例をホームページにまとめて行政事務ごとに掲載し、対応する担当を作り、その回答・対応のとりまとめまで実施させるような市役所横断的な管理方法についても、検討が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P14	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、市民からの通報内容などを記録した通報事項一覧表を作成し、課内で情報共有している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	困窮する市民の立場に立った相談業務の実施とその記録作成について	
意見の内容	生活保護制度の本旨に則り、困窮する市民の立場に立った相談業務の実施が望まれる。当ケースにおいては、記録自体から、取り下げを認めて生活がなりゆくのか、という検討が行われ、質問されたことは伺えない。それが実施されていることを証するような記録作成が必要である。	
報告書該当 ページ	P188	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、申請を取り下げた者から書面により徴した取下理由によっては、今後の生活についての内容をケース診断会議で審議し、その結果を面接記録票に記載することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	不就労の母子に対する自立支援に向けた取組について	
意見の内容	<p>限られたケース確認のなかでも、不就労の母子には、より積極的な能力活用を求める必要があるケースがみられる。それぞれの世帯の抱える課題に対応しながら、他部署との連携を強めつつ、自立支援に向けた取り組みの強化が求められる。</p> <p>母子担当部門との連携はこれまでも行われているものの、母子担当部門は母子の専門であるが、生活保護のケースワーカーはさまざまな世帯類型を担当しており、就業支援は各々で実施されているなど、縦割りの運用も残されている。そもそもの業務を共同管理として適用する制度により分担するなど、より組織的な対応が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P191	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、自立支援検討・結果票を作成し、必要に応じて、本人の同意をとった上で、関係部署と連携し、自立支援に向けた対応を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	独自の自立支援実施の検討について	
意見の内容	<p>No.9の例にみられるように、パートなどでの就労では、継続のインセンティブを確保するのが難しいため、脱落し未就労になってしまうケースも多い。指導のみならず制度的なインセンティブ付与が必要である。これは、最低賃金が生活保護水準を下回ることから、制度全体の問題として取り組まれる方向にはあるが、高松市でも自立支援プログラムを活用し、段階的な社会参加や生きがいを進めるためのボランティアへの参加など、自立の途を社会参加まで幅広くとらえた、独自の自立支援などの実施を検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P192	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	<p>本件意見については、平成24年度から就労体験的ボランティア支援プログラムを実施しており、27年度からは、同プログラムを制度改正した就労準備支援事業を実施するなど、生活保護受給者の自立支援に取り組んでいる。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	関係官公庁、就労支援団体との協働による自立支援活動の実施について	
意見の内容	<p>No.2は刑務所出所者のケースである。高松市のように、市内に刑務所がある基礎自治体では、刑務所の所在地と収監者の出身地は必ずしも一致せず、出所後必ず高松市に残るわけでもないが、出所後の一定数がそのまま生活保護受給申請に及ぶことは避けられないと考えられる。高松市に設置された刑務所は、比較的軽度の受刑者が収監されているとのことであり、刑期が短く、出所者数も多くなる。前科を持つ市民が、前科を理由とし、就労できず、その後通常の社会生活を送れないとすれば、それは社会的な損失である。罪を償った市民が能力を活用し、再度犯罪を犯さないようにできるためには、まず法制度が整えられることが必要であり、それは国の役割であるが、生活保護担当部署も、関係官公庁、就労支援団体と協働し、自立に向けた支援活動を行うことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P205	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	<p>本件意見については、平成25年度に高松公共職業安定所と「生活保護受給者等の就労自立促進事業に関する協定」を締結するとともに、同年制定の生活困窮者自立支援法（27年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、26年度から、高松市生活困窮者自立促進支援事業連絡会（27年度以降は、高松市生活困窮者自立支援事業連絡会に名称変更）を開催し、関係機関等との協働で、刑務所等出所者を含む、生活困窮者の自立支援を推進している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	生活福祉貸付制度の運用体制の強化について	
意見の内容	生活福祉貸付制度の適用が可能であると考えられるケースも散見され、運用体制の強化が望まれる。	
報告書該当 ページ	P209	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、生活保護受給者の現況を把握した上で、生活福祉資金貸付制度など、活用できる制度がある場合は、その制度の所管課等へ適切に案内している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	健康管理の自立支援プログラムの推進について	
意見の内容	<p>現状の高松市の自立支援に向けた取り組みは、限られた人員や予算のなかでそれなりに評価できるものの、これまでみてきたケース記録などから、3のひとり親世帯自立支援、4の高校進学支援、5の精神障害者退院促進事業活用、8の健康管理、10の社会参加活動支援などへの積極的対応がより重要である。なかでも、5及び8については扶助費の5割を占める医療扶助の適正化に不可欠と考えられる。北海道網走市のようにグループホームへの受入を積極的に進め、精神の診療点数比率を全国平均より10ポイント以上上げている市町村も現にあることから、健康管理の自立支援プログラムを推進することが求められる。</p>	
報告書該当 ページ	P216	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年度から、国の事業である「被保護者健康管理支援事業」のうち、健診受診勧奨及び頻回受診指導を実施し、医療費扶助の適正化に取り組んでいる。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市讃岐国分寺跡資料館友の会）	
意見の内容	一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。 イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P144、145、283	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月29日
所管課等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	<p>本件意見については、平成31年3月の当会役員会において、振込を原則とするなどの規程は定めないものの、令和4年度から、1件10万円を超える高額な支払いが生じる場合は、振込払で対応することとした。</p> <p>また、仮払制度については、該当する案件が発生しないことから、導入しないこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市讃岐国分寺跡資料館友の会）	
意見の内容	<p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P145, 283	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月29日
所管課等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	<p>本件意見については、平成31年3月の当会役員会において、契約に関して、市に準拠するなどの規程は定めないものの、令和4年度から、複数業者から見積徴取することや、1者随意契約による場合は、業者選定理由を関係文書に明記するなど、市に準拠した契約事務を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市観光ボランティアガイド協会）	
意見の内容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報告書該当 ページ	P144、233	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見については、令和元年12月に、当会事務局内において検討した結果、会費収入等の入金件数が多いものは、一定期間集金した後、合計額で入金し、それに係る明細表を保管するよう改めることとし、3年度から適正に事務処理を行っている。</p> <p>なお、出金処理については、支払件数が少ないため、従来どおり1件ずつ行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松秋のまつり 仏生山大名行列推進委員会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、228	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和4年度から、当会の議事録を作成し、委員の中から選出された2名が署名することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	会則に構成員の選定方法を記載することについて（高松市環境美化都市推進会議）	
意見の内容	構成員の要件は記載されているが、選定方法が記載されていない。	
報告書該当 ページ	P224	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	環境局 環境総務課
措置結果	本件意見に係る高松市環境美化都市推進会議は、令和4年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	放課後児童クラブのトータルとしての学校施設の有効活用及び児童館の廃止の検討について	
意見の内容	<p>少子化に対処していくためには、子育て機能の充実が強く求められており、放課後児童クラブはその一翼を担う施設として位置づけられる。縦割りの枠を超えて、余裕教室の活用や体育館などの学校施設の利用を進め、トータルとして学校施設の有効活用を図っていく必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>一方、児童館は、合併により合併地域のみ10か所設置されている。（平成25年4月1日からは、7か所に減少している。）市町村合併から一定期間が経過し、旧市及び旧町のサービス水準を同一に見直していく必要があることに加え、利用水準も必ずしも高くない状況にあるため、廃止に向けての検討を行う必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P85	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	健康福祉局 子育て支援課
措置結果	<p>本件意見に係る放課後児童クラブについては、平成27年3月に策定した「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」に基づき、公立クラブの新規建設も含め、計画期間である令和元年度末までに44教室を増室した。その後、2年3月に策定した「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」においては、学校内の空き教室等の有効活用など公設施設で供給量を確保するほか、民間事業者の施設整備を促進することとしており、公立の整備に当たっては、教育委員会と協議し、学校内の余裕教室の活用や特別教室の共用を基本としながら、2年度から4年度までに18教室増室している。</p> <p>児童館については、平成28年度まで、利用者数は増加傾向であったが、29年度以降の利用者数の減少及び施設の老朽化を踏まえ、令和4年3月末に、川東児童館を閉館した。</p> <p>なお、同館以外の6児童館については、継続することとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度／市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	見直し作業の実施状況の全庁的な管理について【使用料及び手数料】	
指 摘 の 内 容	<p>受益者負担見直し基準が、所管課にとって合理的な負担で効果的に運用されるように事務を改善する必要があると考える。</p> <p>すなわち、全ての使用料及び手数料を定期的な見直しの対象とするのではなく、金額的な重要性や緊急性等の観点から、見直し対象かどうか判断し、その上で所管課が行う見直し作業の実施状況をモニタリングする部署・委員会を設ける等の工夫が必要と思われる。</p> <p>また、使用料についてのヒアリングの中で、見直し作業を行っていない理由として「受益者負担見直し基準に記載されている『高松市の施設の性質別分類一覧（例示）』（高松市受益者負担見直し基準 P18 参照）のどの象限にあたるか所管課だけでは判断するのが難しい」との意見もあった。見直し対象の使用料がどの象限に該当するかは、受益者負担割合を決定する際の判断に重要な影響を及ぼすと考えられることから、使用料の性質については高松市としてのコンセンサスを形成しておく必要がある。さらに、受益者負担割合は0%か50%か100%かのいずれかには限られず、使用料の目的や従来の改定の経緯等によってそれ以外の負担割合も考えられ、慎重な検討が必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P141	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2014218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月16日
所管課等	総務局 人事課行政改革推進室
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和4年6月1日付けで「高松市受益者負担見直し基準」を改定し、使用料等の所管課による検証及び見直しを原則3年ごとに実施することとし、その結果を当室へ報告させるとともに、毎年その状況を取りまとめ、財政課と情報共有を図ることとした。</p> <p>なお、所管課による検証及び見直しに当たっては、原価算出に係る検証ツールの提供や、チェックリストを活用するなど、所管課の事務負担軽減に努めている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度／市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	「高松市受益者負担見直し基準」自体の見直しの実施について【使用料及び手数料】	
指 摘 の 内 容	<p>受益者負担見直し基準は、平成16年9月に策定されて以降、10年以上改定がされていない。そのため、「施設または事務を行うために必要な経費」に含まれる人件費を算定するための標準モデルの年間平均給与が平成15年度のものから更新されていなかったり、指定管理者制度が導入された施設に対応した記述になっていないほか、長期的な見直しの考え方について定めている第4部「使用料の見直しへの長期的展望」・第5部「使用料の長期的見直し基準」については参考のままとなっている等、内容が現状にそぐわないものがある。現状に応じた見直しを随時行う必要がある。</p> <p>なお、受益者負担見直し基準では、減価償却費は原価に含めず公費で賄う範囲とするとされているが、本来サービスを提供するための原価は減価償却費を含めたフルコストで算出し、その上でサービスの提供を受けた者がどの程度のコストを負担するべきかを検討する必要がある。現在整備が進められている新地方公会計でも減価償却費まで含めたフルコストの考え方が示される等、減価償却費まで原価に含める考え方が一般的になってきており、基準の見直しにあたっては原価の範囲に減価償却費を含めることもあわせて検討されたい。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P142	
報告書への リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2014218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月16日
所 管 課 等	総務局 人事課行政改革推進室
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年6月1日付けで「高松市受益者負担見直し基準」を改定し、現基準の基本的な考えを維持した上で、減価償却費を含めたフルコストによる考え方の導入や受益者負担割合の細分化、指定管理者制度を導入した施設への対応など、現状に即した見直しを行った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度／市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	ファシリティマネジメント推進部門との連携について【使用料及び手数料】	
意見の内容	<p>高松市ではハコモノ施設である公共施設の再編整備への取組の一環でファシリティマネジメント推進部門を創設し、平成26年度より、施設をもつ各課に対して将来計画を含めた情報収集を実施している。このため、少なくともハコモノ施設に関連する各課のコスト情報は平成26年度から網羅的に収集可能である。</p> <p>各課へのヒアリングを行った結果、見直し作業の実施が行われていない理由の一つとして、コスト集計が煩雑であるとの意見があったが、ハコモノ施設についてはファシリティマネジメント推進部門が収集している各施設のコスト情報を共通で利用することで効率的な見直し作業の実施が可能と考えられる。</p> <p>また、ファシリティマネジメント推進部門では対象施設一覧を作成しており、受益者負担見直し基準の対象とする使用料・手数料等の網羅的な把握に役立てることができるものと考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P142	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2014218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月16日
所管課等	総務局 人事課行政改革推進室
措置結果	<p>本件意見については、令和4年6月1日付けで「高松市受益者負担見直し基準」を改定し、所管課における使用料等の検証及び見直しを行う際に、財産経営課及びファシリティマネジメント推進室と連携し、公有財産の情報等を整理した上で、施設所管課に提供することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	バックアップテープを遠隔地保管していないことについて	
指 摘 の 内 容	バックアップテープを遠隔地保管していない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P88	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年4月3日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年度から情報マネジメント課（旧情報政策課）経由で毎週火曜日に県外施設へRDXカートリッジを出庫し、毎週金曜日に入庫するスケジュールで遠隔地バックアップを行うこととし、以降、適正に管理している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外部委託事業者による情報資産の持出を記録する管理簿が作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	外部委託事業者による情報資産の持出を記録する管理簿が作成されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P89	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年4月3日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る情報資産の持出記録については、提供する情報資産と引き換えに外部委託事業者が作成する個人情報預り証を受領し管理を行っていたが、令和4年3月1日から、別途情報資産持出し管理簿を作成し、管理簿に預け日、預け先、預けた情報の内容、返還日を記録することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	アクセス権限の棚卸がなされていないことについて	
指 摘 の 内 容	アクセス権限の棚卸がなされていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P90	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年4月3日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、本システムのログインIDとパスワードは、システム利用者個人ではなく、公有財産について閲覧・管理することを目的として各課ごとに設定されており、他課の所管土地等を確認する必要性から、職員ポータルを利用できる全ての職員がアクセス権限を持っており、アクセス権限の棚卸（不要・不正IDの確認）を行う必要はないため、現行どおり管理することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、すべての職員に対して継続的に教育を行っていない。	
報告書該当 ページ	P90	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件指摘事項については、平成29年度から、統括情報セキュリティ責任者が、「高松市情報セキュリティ対策基準」に基づき、全職員を対象に、情報セキュリティ研修を実施しているほか、情報セキュリティ管理者が、リスクマネジメント会議等を通じて、情報セキュリティにおいてリスクが高いと考えられる事例についての教育を継続的に実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していない。	
報告書該当 ペ ー ジ	P90	
報告書への リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年度に「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正があり、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）の提出が求められなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	すべての端末は施錠できる場所に設置されておらず、また、盗難防止のための対応が講じられていないことについて	
指 摘 の 内 容	すべての端末は施錠できる場所に設置されておらず、また、盗難防止のための対応が講じられていない。	
報告書該当 ペ ー ジ	P92	
報告書への リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年度から、窓口に設置しているデスクトップパソコンをワイヤー及び南京錠で机に固定するなどの盗難防止措置を講じることで、適正に管理している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、主要な箇所の配線にかかる損傷等の定期的な点検を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、主要な箇所の配線にかかる損傷等の定期的な点検を行っていない。	
報告書該当 ページ	P92	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年3月から、サーバを構成する主要機器の配線について、週に1度、目視により、配線に損傷等がないかを点検し、その結果を記録することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報システムの追加、変更に係る設定、構成等の履歴を記録・保存していないことについて	
指 摘 の 内 容	情報システムの追加、変更に係る設定、構成等の履歴を記録・保存していない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P93	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年4月3日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年度から、更新、設定変更等の際にシステム事業者から徴した作業申請書を作業概要書としてファイリングすることにより、履歴を記録・保存して適正に管理している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	ソフトウェアの追加及び機器の増設があった際、「ソフトウェア・機器追加等申請書」が作成されていなかったことについて	
意見の内容	端末等にソフトウェアの追加及び機器の増設があった際に情報セキュリティ管理者がシステム管理者に提出する「ソフトウェア・機器追加等申請書」が作成されていなかった。	
報告書該当 ページ	P92	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件意見については、平成28年度から、ソフトウェアの追加及び機器の増設がある際には「ソフトウェア・機器追加等申請書」を作成することとした。</p> <p>なお、令和2年度には、高松市情報セキュリティ対策基準に基づいて機器の交換を申請し、許可を得た上で作業しており、機器構成に変更が生じる際の事務処理を適正に行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	放課後児童クラブの待機児童と施設の有効活用について	
意見の内容	<p>保育所で待機児童が発生していることと同様に、放課後児童クラブにおいても待機児童が発生している。平成29年度末で、申請者数4,739人に対し、実施施設で確保できた人数は4,453人であり、286人の不足とのことである。児童数は全体として減少しているものの、小学校入学前の保育所の利用者が増えていることから、小学校に入っても、放課後に子どもを預ける施設が必要であり、放課後児童クラブの利用者は増えている。</p> <p>市では、小学校の余裕教室を放課後児童クラブのために活用する他、小学校の校舎の隣に新規の放課後児童クラブ施設を新築している。一方、施設によっては空きがあるところもあり、教室の増設は減ってきている。</p> <p>しかし、待機児童が多い地区があるので、小学校の空き教室だけでなく、市の施設でコミュニティセンター、文化センター等々を利用したり、また、私立を含め、幼稚園や保育園の利用（又は委託）も考えられる。子育て支援課だけでなく、市全体として、他の局とも連携して対応することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P31	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	健康福祉局 子育て支援課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年3月に策定した「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」において、学校内の空き教室等の有効活用など公設施設で供給量を確保するほか、民間事業者の施設整備を促進することとしており、2年度から4年度までに、学校の特別教室の共用などにより、新たに18教室を増室した。</p> <p>なお、放課後児童クラブについては、土曜日や夏季休業期間など、終日、施設を利用する場合もあることから、学校以外の施設との共用は困難であるが、民間事業者の参入が促進されるよう、財政的支援や待機児童の地域別の発生状況に関する情報を公表するなど、待機児童の解消に努めている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	放課後児童クラブ利用料金の滞納金について	
意見の内容	<p>放課後児童クラブ利用料金の滞納金について、平成27年度以降、新たに滞納する額が毎年増加しており、滞納金が累積している。平成29年度末で6,679千円となっている。現在生じている滞納金に対しては当然早期に回収を図る必要がある。</p> <p>その一方で、滞納金が生じさせないような努力をすべきである。そのためには、利用料金を減免ないし免除する制度を、利用料金を滞納している利用者に対して通知し、利用を促す等の個別的な対応が必要である。また、長期の滞納者については、放課後児童クラブの利用を禁止することも検討すべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P32	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.ip/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	健康福祉局 子育て支援課
措置結果	<p>本件意見については、利用料の免除制度について、入会案内やホームページ等で周知しているほか、令和元年度から、滞納者へ文書と併せて電話による催告も実施しており、当該年度は収納率が向上するなど、一定の効果が見られた。</p> <p>また、2年度からは債権回収室と協議し、一定額を超える滞納者に関する滞納整理事務を移管することにより、法的手続きも踏まえた滞納整理を実施している。</p> <p>なお、2年4月に、「高松市放課後児童クラブ運営要綱」を改正し、利用料を滞納している場合、同クラブの利用対象にならないこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算について	
意見の内容	<p>市では、正職員の給与は、総務局人事課で計算し、各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算については、各課で実施している。子育て支援課では、放課後児童クラブの支援員100名程度、補助員700名程度、こども園運営課では、こども園、保育園、幼稚園の非常勤嘱託職員500名程度、臨時的任用職員700名程度の給与計算を実施している。</p> <p>各施設において、紙ベースの手書きの月報等を作成し、管理者が承認し、市役所の担当課（子育て支援課、こども園運営課等）に送り、各担当課にて、紙ベースの月報等から、表計算ソフトに時間等を入力して給与計算をしている。</p> <p>これらの勤怠管理、給与計算について、ネットワークシステムを導入して、現場で時間等を入力、現場の責任者が承認し、システムで給与の自動計算を実施し、各課では、異常がないかのチェックを実施し、自動で銀行振込データを作成することが効率的である。また、集計機能より、施設ごとの合計を出すなど、分析も容易になる。市役所で統一したシステムの導入を検討されたい。</p>	
報告書該当 ページ	P32	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	健康福祉局 子育て支援課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年4月施行の会計年度任用職員制度への移行に伴い、放課後児童クラブ職員について、全庁で統一された新庶務管理システムで勤怠管理を行うとともに、人事課で給与計算を行い、財務システムにより一括執行を行っている。</p> <p>ただし、現場での庶務管理システム入力については、インターネットの導入や市のネットワークシステムへの追加などに多額の経費を要するほか、現場職員の負担も大きくなることから、紙ベースでの報告書を基本とし、当課で入力することとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	病児・病後児の保育施設の設置について	
意見の内容	<p>市では、現在5つの病児・病後児の保育施設があり、目標は平成31年度末までに6か所開設することである。市域全体の需給バランスを見ながら、残り1か所の開設を目指しているが、公募しても応募がないとのことである。区切られた部屋、原則として看護師を常時配置する体制、利用児童3人に1人の保育士の配置が必要なので、開設が難しいとのことである。</p> <p>病児・病後児の保育施設は、利用者のことを考えると、自宅から遠方にあると利用できないので、エリアごとの設置が必要な施設と思われ、需要が見込まれるエリアでの早期の開設が望まれる。設備や人員の体制など、設置要件が厳しいとのこと、例えば、施設改修に対する支援や保育士の紹介を行うなどすれば、公募に応じる施設があるのではないかと思われる。検討が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P32	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	健康福祉局 子育て支援課
措置結果	<p>本件意見については、令和元年5月に公募を行った結果、同年10月に、新規1か所を開設し、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」で目標とする、元年度末までに6か所の設置となった。</p> <p>なお、開設にあたり、施設改修等が必要で、国の補助対象となる場合には、開設準備として、補助することも可能であることを、施設の公募を行う際の募集要領に明記して、平成29年度と同様に公募することとしている。</p> <p>また、保育士の紹介については、県の保育士人材バンクを紹介するなど、情報提供を行い支援していくこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算について	
意見の内容	<p>市では、正職員の給与は、総務局人事課で計算し、各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算については、各課で実施している。子育て支援課では、放課後児童クラブの支援員100名程度、補助員700名程度、こども園運営課では、こども園、保育園、幼稚園の非常勤嘱託職員500名程度、臨時的任用職員700名程度の給与計算を実施している。</p> <p>各施設において、紙ベースの手書きの月報等を作成し、管理者が承認し、市役所の担当課（子育て支援課、こども園運営課等）に送り、各担当課にて、紙ベースの月報等から、表計算ソフトに時間等を入力して給与計算をしている。</p> <p>これらの勤怠管理、給与計算について、ネットワークシステムを導入して、現場で時間等を入力、現場の責任者が承認し、システムで給与の自動計算を実施し、各課では、異常がないかのチェックを実施し、自動で銀行振込データを作成することが効率的である。また、集計機能より、施設ごとの合計を出すなど、分析も容易になる。市役所で統一したシステムの導入を検討されたい。</p>	
報告書該当 ペー ジ	P32	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所 管 課 等	健康福祉局 こども保育教育課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年4月施行の会計年度任用職員制度への移行に伴い、月額会計年度任用職員については、全庁で統一された新庶務管理システムで勤怠管理を行うとともに、人事課で給与計算を行い、財務システムにより一括執行を行っている。</p> <p>なお、時間給の会計年度任用職員については、複数の施設又は職種に属する雇用が多く、同システムにおいて管理することが困難であるため、引き続き、紙ベースでの管理としている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.47

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	市立保育所・こども園・幼稚園等の指導監査等について	
意見の内容	<p>指導監査等において、図書については台帳を確認するが、備品について、備品台帳と現物とのチェックの状況は確認していない。市の物品会計規則には、「現在高調査」として定められており、備品については決算時期に、出納課から出力される備品現在高報告書により、各施設で備品について確認を行っているとのことであった。備品現在高報告書は、こども園運営課で回収チェックはしないため、実際に備品にシールが貼付され、現在高報告書とチェックされているかどうかは、確認できていない。指導監査や巡回指導等において、施設を訪問する際に、直近の備品現在高報告書が適切に現物とチェックされているか、備品シールは貼付されているか確認することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P79	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	健康福祉局 こども保育教育課
措置結果	<p>本件意見に係る備品管理業務については、従来から指導監査等の監査項目ではないため、指導監査等の訪問時に備品台帳と現物の確認を実施していないが、本市物品会計規則に基づき、引き続き、物品取扱主任の指示により、各施設の職員と連携し、直近の備品報告書と現物の確認による備品現在高調査を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.48

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	就学援助費の各保護者への振込について	
意見の内容	<p>就学援助費の各保護者への振込について、高松市では、各学校から提出された支給内訳書を確認し、市からいったん各学校長の預金口座にまとめて振込み、各学校で市から送られた明細に基づいて、個々の保護者の口座への振込を実施している。他の市では、市から直接、保護者の口座に振込を実施しているところもある。市で各人への支払金額を計算し、データを作成しているため、学校を通さずに直接、振り込むことが効率的である。</p> <p>一方、就学援助費の給食費への充当は、現在では、学校で管理している。就学援助費が学校口座に振り込まれ、給食費の徴収も学校で実施しているため、就学援助費を給食費へ充当する処理も、学校で実施している。</p> <p>「Ⅳ. 保健体育課（学校給食関連）及び給食会 6. 意見（5）給食費の徴収について」に記載しているが、給食費の徴収については、学校での事務負担が大きく、直接、給食会が市での徴収を検討することが望まれる。また、給食費を市で徴収する場合には、就学援助費の事務処理方法について、検討する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P113	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、就学援助費の費目のうち、新入学児童生徒学用品費等は令和5年3月支給分から、学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費及び集団宿泊学習費は4月支給分から、保護者の口座へ直接振込するよう見直しを行った。</p> <p>また、就学援助費の費目のうち、学校給食費については、5年4月から、学校給食費が公会計化されたため、所管課である保健体育課へ振替処理を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.49

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	就学援助費を給食費等に充当することの同意書について	
意見の内容	<p>就学援助費を給食費や学校諸費に充当することについては、保護者の同意が必要である。「就学援助認定申請書」にある「委任状」の欄に、「平成〇〇年度就学援助費の請求、受領、戻入、管理及び処理に関する権限を、該当児童生徒の在校々長に委任します。」とあり、申請者（保護者）が署名、押印することになっている。</p> <p>今回、4つの小学校と2つの中学校を訪問したが、学校により、この申請書によって保護者の同意が得られたとしている学校と、これとは別に同意書等を取っている学校があった。この申請書の文言で良いか確認の上、市で統一した方法を採用することが望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P114	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、令和5年4月から、学校給食費が公会計化されたため、就学援助費の費目のうち、学校給食費を所管課である保健体育課へ振替処理を行うこととした。</p> <p>また、保護者に支払われた就学援助費が学校へ未納となった場合は、保護者から提出された「就学援助費振込先指定書（市の統一した様式）」により同意を得た上で、振込先を保護者から学校へ変更して充当するなど、就学援助に係る事務処理について見直しを行い、4年12月の学校事務員の研修会において周知した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.50

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	職場体験の受入先について	
意見の内容	<p>キャリア教育の推進として、中学校ではどの学校でも職場体験学習を行っている。地域の事業所や飲食店、公共施設の職場で体験を行う取り組みである。生徒にとっては、働くことの大変さや自分の進路を考えるきっかけとなる。</p> <p>(略)</p> <p>この点、キャリア職場体験の受け入れ先については、学校と地域のつながりが重要であるが、受け入れ先の情報については、市で一元的にとりまとめて管理した方が、学区を超えて受け入れ先情報を市が提供することにより、教員の負担を低減できると考えられる。また、在学中や卒業生の保護者からは協力を得やすいと考えられ、保護者アンケート等で自主的に手を挙げてもらう仕組みがあれば受け入れ先情報が集まりやすいと考える。</p>	
報告書該当 ページ	P185	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見に係る職場体験については、生徒が通える範囲が限られていることから、近隣の学校との情報交換等により効率的に受入先を探して実施しているほか、各学校から保護者へ受入先を問い合わせることも行っている。</p> <p>また、職場体験を生徒にとって単なる作業体験だけではなく、地元企業等とのつながりを感じられる学習とするために、生徒自ら、職場への依頼や事前打ち合わせを行っており、これらの趣旨から、教育委員会が一元的に取りまとめて管理する方法はなじまないものと判断した結果、今後も引き続き、同様の実施方法にすることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.51

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	有害鳥獣捕獲等の許可要件について（野生動物）	
指 摘 の 内 容	要件のうちすべて満たす必要のないものが並列されているにもかかわらず、全て満たす場合を許可要件としている。要綱の条文を整理する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P95	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件指摘事項については、課内で協議した結果、令和5年3月に、高松市有害鳥獣捕獲等許可事務取扱要領を一部改正し、必要と認める要件を全て満たすよう許可要件の見直しを行った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.52

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	許可件数の入力誤りについて（野生動物）	
指 摘 の 内 容	申請数が50である1件について、入力誤りにより100の捕獲を許可していた。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P96	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和3年度申請分から、受付開始日を1か月程度早め、2月からとしたことにより、事務処理に要する期間を確保するとともに、複数人において照合することで、許可件数の入力誤りが生じないよう見直しを行った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.53

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	野生動物の殺処分方法の周知について（野生動物）	
意見の内容	野生動物の殺処分についても、なるべく苦痛を与えない方法によることについて、周知することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P98	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和5年度許可分から、有害鳥獣捕獲許可証交付通知書に、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分するよう注意を促し、周知を行った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.54

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	野生動物の殺処分方法の周知について（外来生物）	
意見の内容	野生動物の殺処分についても、なるべく苦痛を与えない方法によることについて、周知することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P102	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月31日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年3月に、防除従事者証の更新に伴う講習会を実施し、その際に使用する資料内の処分方法の内容に基づき、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分するよう、周知を行った。</p> <p>また、新規取得者についても、同資料を配布し、周知を行った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.55

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	市の売払地の適正な情報提供を行うことについて	
指 摘 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の売り払い地であることを示す掲示が行われていないものや、先着順とされたままのものがある。 ・市の売り払い地とされているが、荒れ果てていたり、廃棄物が放置されているものがある。 ・実際には売却に相当ではないと思われるものも掲載されている。 ・一時的な貸付などの現状がホームページ上に掲載されていない。 	
報告書該当 ペ ー ジ	P32	
報告書への リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihokatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、先着順公募による売払物件について売却可能であることを記載した看板を掲示し、現在申請を受付けしていないが、先着順と表示したままになっている看板は、令和5年2月に表示内容を訂正した。今後も、売払物件について、定期的に現地を確認し、適切な維持管理を行っていく。</p> <p>また、ホームページの未利用地一覧については、2年10月から常時売払申請を受付けしている先着順の物件のみが掲載されたページを別途作成することにより、適切に管理を行っている。</p> <p>さらに、貸付期間が1か月を超える案件については、ホームページの一覧に貸付中である旨を表示することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.56

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	使用団体との協定書等の作成について（安原特産品加工施設）	
指 摘 の 内 容	市の施設を団体に使用させているが、使用にかかる協定書等が作成されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P169	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihokatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年3月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和3年12月に、使用団体と協議した結果、当該施設が行政財産であるため、4年度から、使用団体に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、使用許可の条件を付した上で、許可することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.57

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	市の資産売却に係る仲介手数料の弾力的予算化及び幅広い情報発信の検討について	
意見の内容	<p>市の資産売却について、次のことについて、検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産の売却にかかる仲介手数料について、弾力的に予算化する。 県のホームページにリンクを張ってもらうなど、幅広く情報発信することについて検討する。 	
報告書該当 ページ	P34	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihokatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年4月3日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件意見については、まず、仲介手数料については、令和2年度から、先着順による売払物件の申請受付期間の取扱いを見直しているため、当面の間は、不動産の売却あせんは積極的に行わないこととした。今後、先着順による売払受付物件数が増加し続けるのであれば、同年度内で弾力的に予算化することは難しいため、予算編成時に、次年度予算として要求を検討することとした。</p> <p>次に、周知方法については、2年度から一般競争入札による市有地売払いだけでなく、先着順による売払受付物件についても各総合センター等にチラシを設置することにより、幅広い情報発信を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.58

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	交通事故時に適正な救急出動要請を行うよう周知することについて	
意見の内容	交通事故による負傷についても、他の負傷と同様であり必ずしも救急車を呼ぶことが適当ではないことについて、損害保険の会社などを通じて、周知することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P164	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihokatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月22日
所管課等	消防局 消防防災課
措置結果	本件意見については、従来から、消防局が実施する各種救急講習や、「救急の日」の行事である「救急フェア」などの機会を捉えて広報活動を行うとともに、市民が集まる医療機関や公的機関等の施設へ適正利用に関するポスターを配布・掲示するなど、交通事故時のみに関わらず、救急車の適正利用について、市民への周知啓発を行っており、今後においても引き続き、同様の周知を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.59

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	屯所の統廃合計画の策定にあたり、水防倉庫の改善等も併せて検討することについて	
意見の内容	屯所の統廃合の計画を策定するにあたっては、河港課で管理する水防倉庫の現状についても、把握し、改善が必要な倉庫への対応についても、併せて検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P166	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihokatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月24日
所管課等	消防局総務課 都市整備局河港課
措置結果	<p>本件意見については、消防屯所の統廃合整備計画策定の予定はないものの、建物の老朽度、狭あい度等を勘察した上で、統合を含めた改築等の整備を行っている。</p> <p>なお、水防倉庫については、令和5年3月から、所管課の河港課と情報共有し、屯所の新規整備を行う場合は、同敷地内に設置を検討するなどの対策を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.60

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	消費税等が非課税である委託事業において、契約書で消費税等課税事業として取り扱っていることについて（地域子育て支援拠点事業）	
指 摘 の 内 容	消費税等が非課税である委託事業について、契約書上で、消費税等課税事業として取り扱われている。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P133	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年3月31日
所 管 課 等	健康福祉局 子育て支援課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年3月に、当該事業に係る消費税について、非課税であることを確認したため、4年度の委託契約書において、消費税及び地方消費税の適用はないものとした。